

オンライン Off the Job Training の扱い

オンラインで行った Off the Job Training は、従来の規定に加えて以下の条件を満たすものが有効となります。

- ・ 2020 年 1 月 1 日以降のものであること。
- ・ 合計 10 時間以内であること。
- ・ 動画と会話が記録されていて、求めに応じて開示できること。
- ・ 参加者間で統一された一定の動画撮影条件(※1)を満たすこと。
- ・ 上級医は、受講者が確実に本人と分かるように写真付き身分証明書をを用いて本人確認を行っていること。

※1 動画撮影の条件：録画と録音が同時に記録可能なスマートフォン（iPhone，Android スマートフォン）または高画質カメラを照明器具とともに三脚等を用いて固定し、規則で定めた方法（撮影角度、明るさ、接写の程度）で撮影すること。

※2 提出する証明書には、オンラインで行った経験であることが明記されていること。
また、上記要件を満たした上で実施されたものであることを、修練指導者資格保有者が自筆署名または記名と捺印をもって証明している書面であること。

Off the Job Training 経験時間の「係数」について

2024 年 6 月以降に実施された Off the Job Training は、特定の条件を満たすものに限り実技の経験時間数に対する「1.5 倍」または「2 倍」の係数が認められます。

ただし、係数適用に必要となる受講証要件を満たしていない書面のものが提出された場合には、実際のトレーニング内容を問わず「1 倍（係数なし）」として扱いますのでご注意ください。

詳細は、当機構 HP に掲載の [OFFJT 規定のページ](http://cvs.umin.jp/security/ojt.html) をご確認ください。

(<http://cvs.umin.jp/security/ojt.html>)